

「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（海外ビジネスマッチング PR 支援事業）」

企画・運營業務に係る受託候補者募集要項

1 委託業務の名称

「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（海外ビジネスマッチング PR 支援事業）」
企画・運營業務

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 契約金額の上限

33,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務内容

中小企業の更なる成長を後押しし、グローバル企業・中堅企業として育成することを目的に、独自の技術力と市場優位性のある商品を持つ中小企業に対して、国の支援策の活用も見据えながら、海外市場の獲得・拡大に向けて、海外進出計画の策定支援、海外展示会の出展支援、契約締結までのフォローアップ、海外の特定地域を対象とした企業及び商品の PR 支援、販路開拓を目的とした海外企業等とのマッチング支援を実施する。

※ 詳細は仕様書を参照。

5 応募資格

次の各号に掲げる事項の全てを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されていること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第 2 条第 1 項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本業務に参加する者であること。
- (3) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (7) 当該業務と同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 以下の資格要件を全て満たした場合、複数の企業が共同事業体（コンソーシアム）を構成して応募することを可能とする。

この場合、参加表明書（様式 1）に構成団体等を記入して提出すること。

ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(7)の要件を満たすこと。

イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市との窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

エ 共同事業体の全ての構成員は、別の提案者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

6 応募手続等

(1) 募集期間

令和7年4月2日（水）から4月15日（火）午後5時まで

(2) 提出資料

以下資料を記載の部数、提出すること。

資料名	部数	備 考
参加表明書【様式1】	1 部	
企画提案書【任意様式】	6 部	・任意の様式で、企画案を提案すること ・作成にあたっては、評価者がもれなく正確に評価できるよう、9(2)審査基準に掲げる評価項目を踏まえ作成すること。 ・企画提案書には、以下の内容を記載すること。 ➤ 業務実施体制 ➤ 実施スケジュール ➤ 業務内容（仕様書4参照）に係る取組方針・実施方法・独自提案 ➤ 類似業務の実績（業務名称、契約期間、業務実績、契約金額等） ・1部は社名を記載し、残り5部は社名なしで作成すること。
見積書【任意様式】	6 部	・宛先は京都市長とすること。 ・消費税及び地方消費税相当額は10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること。 ・1部は社名を記載し、残り5部は社名なしで作成すること。 ・企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること。
会社案内	6 部	会社概要が分かるパンフレット等
京都市内に拠点を有することを証明できる書類	1 部	・本社所在地が京都市外で、京都市内に拠点を有している場合にのみ提出。

また、本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、以下の書類を提出すること。

資料名	部 数	備 考
登記簿謄本（履歴事項全部証明）	1 部	申請日前 3 箇月以内に発行のもの
印鑑証明書	1 部	
納税証明書（国税及び京都市税）	各 1 部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式 2】	1 部	
使用印鑑届【様式 3】	1 部	
誓約書【様式 4】	1 部	

7 応募書類の提出方法

- (1) 提出方法
持参（平日午前 9 時～午後 5 時）又は郵送（書留郵便に限る。）
- (2) 提出受付期限
令和 7 年 4 月 15 日（火）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出場所
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市産業観光局地域企業振興室（担当：小野、大橋）
（電話：075-222-3329／FAX：075-222-3331）

8 企画提案に関する質問・回答

- (1) 質問受付期間
令和 7 年 4 月 2 日（水）から 4 月 8 日（火）午後 5 時まで
※期限後の質問は、一切受け付けない。
- (2) 質問方法
電子メールのみとする（様式不問）。件名は、「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（海外ビジネスマッチングPR支援事業）企画・運營業務に関する質問」とすること。
- (3) 提出先メールアドレス
chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp
- (4) 質問への回答
全ての質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページにおいて掲載する。（令和 7 年 4 月 10 日（木）予定）

9 提案の審査・選定等

- (1) 選定
「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト（海外ビジネスマッチングPR支援事業）」企画・運營業務受託候補者選定委員会設置要綱に基づき受託候補者選定委員会を設置し、同委員会において、提出された企画提案書について、審査基準に基づき採点し、審査員の評価の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。

(2) 審査基準

ア 審査に当たっては、以下に掲げる評価項目に基づき評価する。

評価項目	評価の着眼点		配点
企画 提案 内容	事業趣旨に対する理解	仕様書の内容を的確に踏まえ、目的を理解し、明確かつ具体的に提案されているか。	10
	適格性①	海外市場に対する十分な知見と経験を有し、中小企業（製造業）の海外売上げの獲得・拡大支援の実績に基づき、支援企業に対するサポート方法が具体的に提案されているか。 海外企業等との商談のセッティング等が可能な豊富なネットワークを有しており、具体的な商談等に向けた連携先想定が提案されているか。	20
	適格性②	申請事業者の募集に際し、幅広い周知が期待できる等、京都市内の中小企業に関する知見やネットワーク等を有しているか。	10
	独自性	提案内容に提案者の強みを生かした独自性があるか。	20
実現性	実現可能性	業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュールや業務環境となっているか。	15
拠点	企業拠点	京都市内に本社又は事務所があるか。（有 5点、無 0点）	5
事業実績	本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績があり、本業務を完遂し、成果をあげることが期待できるか。		10
見積額	(契約金額の上限－自社の提案価格) / (契約金額の上限－提案価格のうち最低価格) × 満点(10点) ※小数点第 1 位を四捨五入		10
合計点			100点

イ 審査員の評価の最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。なお、金額が同額の場合、当該者は当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。

ウ 提案者が1者であっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

エ 上記に関わらず、審査員の評価の平均点が60点未満の場合は、受託候補者として選定しない。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

受託候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

(5) 公表

選定結果通知日の翌営業日以降に、選定結果、参加した事業者、評価点及び選定理由が分かる情報を公表するものとする。ただし、審査内容については公表しない。

(6) 契約

ア 受託候補者と本市との間で、委託内容や経費等について詳細を調整の上、委託契約を締結する。また、契約に関する費用（収入印紙代を含む）は、受託候補者の負担とする。

イ 契約代金の支払については、原則精算払いとするが、必要に応じて、部分的な前金払いを認める。

ウ 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合は次順位者を受託候補者とする。

10 スケジュール

日 時	概 要
令和7年4月 2日（水）	公募開始
4月 8日（火）	質問提出期限（午後5時まで）
4月10日（木）	質問に関する回答
4月15日（火）	各種必要書類の提出期限（午後5時まで）
4月18日（金）迄	企画提案の審査
4月21日（月）	受託候補者の決定・通知

11 注意事項

(1) 次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

ウ 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

オ 全ての提出書類は、返却しない。